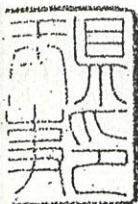


裁 決 書



審査請求人  
[Redacted]  
[Redacted]

処分庁  
[Redacted] 福祉事務所長

上記審査請求人が令和2年9月8日に提起した、上記処分庁による生活保護法第24条第3項の規定に基づく保護申請却下決定処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対して令和[年]月[日]付  
けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第2  
4条第3項の規定に基づく保護申請却下決定（以下「本件処分」という。）につ  
いて、その取消しを求めるものである。

## 2 事案の経緯等

- (1) 審査請求人は、令和2年8月7日、処分庁に対し、法による保護の申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 本件申請時点において、審査請求人は、審査請求人の妻（以下単に「妻」という。）と法律上の婚姻関係にあり、妻及び審査請求人の長女（以下単に「長女」という。）と同居していた。
- (2) 処分庁は、同月12日、審査請求人宅を訪問し、審査請求人と面談を行い、審査請求人の保有する資産等の状況について聴取した。
- (3) 処分庁は、同月21日付で、却下の理由を「ローン付き住宅を保有しているため。なお、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん及び[REDACTED]さんは同一世帯として認定します。」と処分通知書（以下「本件処分通知書」という。）に記載して、本件申請を却下する本件処分を行った。
- (4) 審査請求人は、同年9月8日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

- (1) 平成30年12月に当時勤務していた会社より懲戒解雇処分を受け、これを不服として平成31年3月に同会社に対し、解雇無効及び地位確認の提訴を行った。その訴訟が決着する令和元年8月までの間は、提訴内容に鑑み、会社復帰が前提となっていたため、就職活動は一切していなかった。その後、就職活動を行い、令和2年2月、他の会社に業務委託にて就業したもの、コロナの影響かつ運営上の関係で所得が希望額を大きく下回ることが判明したため、同年5月25日付で契約を解除した。それ以降も就職活動を継続しているが、10社ほどから断られ無職の状態が続いている。
- そのため、収入は一切なく、現在居住している住宅の家賃や、[REDACTED]市内に

所有する不動産(以下「本件不動産」という。)の住宅ローンの支払は滞納し、生活費はカードローンからの借入金で賄っているものの、借入枠上限が迫っていることにより、本件申請に至った。

現在居住している住宅は家賃の滞納により契約解除され(甲第2号証)、近日中に法的手段による強制退去通知が送達されると思われる。本件不動産の住宅ローンの支払いも滞納の状況にあり、現実的に支払い不可能であるため、差押えを覚悟している。所得は一切なくカードローンからの借入だけに頼り、生活費を捻出しているが、借入枠も残り少なく、このままでは死を選択するしかない緊迫した状況にある。

(2) ローン付きの本件不動産を保有していることが却下理由であるならば、その事実を説明した時点で生活保護は受けられない旨の説明があつてしかるべきである。ところが、令和2年5月28日の事前相談及び同年8月7日付け本件申請の際、更に同月13日に不備書類(住宅ローン償還表)の提出を求められた際に「否決される理由には成り得る」とは聞いたものの、申請手続は終えたのである。その際に、住宅ローン保有者が否決されるのであれば、申告時点で受けられない旨の説明義務があり、後日に不備書類の提出義務が生じることはないことを各々の担当者に伝えている。したがって、却下理由としてローン付き住宅の保有が重要視されるのであれば上記の経過は理解できず、現状、コロナの影響にて所得が低減し、住宅ローンが支払えない生活困窮者は増加傾向にある中で、その様な弱者を切り捨てる行政判断は遺憾と言わざるを得ない。

処分庁は、「結果として生活に充てるべき保護費からローン返済を行うことになるため」保護を適用できないと主張しているが、仮に保護費が支給されたとしても、約1.2万円の支給額では家賃と生活費すら満たされず、借り入れで補填しなければならない状況であり、保護費を住宅ローンの返済に充当することはあり得ない。

(3) 本件不動産の債務残額は約 [REDACTED] 万円あるが、その一方で、本件不動産を売却しても [REDACTED] 万円にも満たない価値しかない。本件不動産を売却するためには、この差額や仲介費用等を用意しなければならず、審査請求人はその金額を支払うことは不可能である。また、本件不動産は審査請求人の [REDACTED] との共有名義であり、売却に伴う所有権移転や担保抹消の手続には共有者の同意（印鑑証明書提出）が必要である。しかし、審査請求人と [REDACTED] とは絶縁状態にあり、 [REDACTED] の所在すら不明であるため、売却の手続が不可能である。

## 2 処分庁の主張

(1) 処分庁は、令和 2 年 8 月 7 日、本件申請に際し、審査請求人が本件不動産を保有しており、この住宅のローンの残債が約 [REDACTED] 万円であること、カードローンの負債額が約 [REDACTED] 万円であることを聴取した。また、審査請求人から、同一世帯に妻が居住しているが、妻とは会話は一切なく、家庭内別居の状態であるため、自身とは別世帯であるとして取り扱ってほしいとの申出がされた。これを踏まえ、ローン完済前の住宅を保有している者については、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うことになるため、原則として保護の適用を行うべきではないとされていること、世帯認定の取扱いについては、生活保護の申請後に検討することになることを審査請求人に説明した。

同月 12 日、処分庁は審査請求人の自宅に家庭訪問を行い、本件不動産について、審査請求人の [REDACTED] と共有名義であるが、審査請求人が 10 分の 9 を保有しており、住宅ローンの返済も審査請求人が行っていること、居住するために購入したが、当時の勤務地が変わったことで通勤が困難になり、不動産会社を介して他者に貸していたが、現在、入居者はいないことを確認した。また、住宅ローンについて、審査請求人は、 [REDACTED] と [REDACTED] に併せて月額 [REDACTED] 万から [REDACTED] 万円の返済をしていたが、令和 2 年 5 月以降は返済ができていないこと、同月時点での残債は、 [REDACTED]

████████円と████████円、████████が████████  
████████円であり、合計は████████円であることを確認した。また、  
████████のローンについては、金利分のみ支払猶予の手続を行つ  
たが元本については繰延べの手続を行つておらず、████████のロー  
ンについては、支払猶予や繰延べ等の手続を行つていない旨を聴取した。さ  
らに、審査請求人は、自動車ローンについて月額██万円の返済をしており、  
同年8月まで返済済みであり、残債が████████円であることを確認し  
た。

処分庁は、審査請求人に対し、仮に生活保護が開始となった際に、過去に  
発生した債務について、生活保護費から返済することは、最低生活を保障す  
るという生活保護制度の趣旨に照らして望ましくないことを伝えた。審査請  
求人からは、ローン付き住宅を手放した上で自己破産するしか道はないと思  
っている一方で、できれば自己破産はしたくないため、手続等は行つていな  
いとの回答を得た。

また、居住する住宅の家賃について、月額████████円であり、4月分の  
家賃の支払までは済んでいるが、それ以降は滞納しており、貸主から、令和  
██年██月██日までに滞納家賃等と遅延利息の全額を支払わなければ、賃貸  
借契約を解除し明渡訴訟を提起する旨の通知を受けていることを確認した  
(甲第2号証)。

- (2) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1  
日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)  
第3の14によれば、「ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを  
保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費か  
らローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきで  
はない。」とされている。また、本件不動産は、「生活保護法による保護の実  
施要領について」(昭和38年4月1日付け社発246号厚生省社会局長通

知。以下「局長通知」という。) 第3の2(1)により、調査の時点で、審査請求人が現に居住していない物件であることから、そもそも保有が認められないものである。また、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。) 問3-9によれば、「ローンの支払いの繰り延べが行われている場合」又は「返済期間が短期間であり、かつローン支払額が少額である場合」には保有を認め、保護を適用して差し支えないとされているが、本件不動産については、調査時点で金融機関に繰延べの相談や手続を行っておらず、保有が認められる要件にも該当していないことから、保護の適用を行うべきものでないと判断した。そのため、本件申請について、保有の認められないローン付き住宅を保有していることから、却下することと決定した。

次官通知第9によれば、「生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。」が必要とされている。これは本件においても同様であり、処分庁は、原則的に「保護の適用は行うべきではないとされていること」を伝えるにとどめた上で、審査請求人の申請意思に基づき本件申請を受けたものである。

### 第3 理由

#### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている(法第4条第1項)。
- (2) 次官通知第3によれば、資産の活用について、次のとおり規定している。「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活

用させること。なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難いときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

- 1 その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがつているもの
- 2 現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があると認められるもの
- 3 処分することができないか、又は著しく困難なもの
- 4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの
- 5 社会通念上処分させることを適当としないもの」

(3) 局長通知第3は、資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いについて規定しており、保有の限度を超える資産であっても、次官通知第3の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えないとしている。そして、具体的取扱いとして、当該世帯の居住の用に供される家屋については、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるなどを総合的に検討し、保有の可否を検討することとしている（局長通知第3の2（1）、5及び課長通知第3の16）。

(4) 課長通知第3の14は、ローン付き住宅を保有している者からの保護の申請の取扱いについて、ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきではないとしている。

ただし、例外的な取扱いとして、問答集問3-9は、「ローンの支払いの繰り延べが行われている場合」又は「ローン返済期間も短期間であり、かつローン支払額も少額である場合」には、ローン付き住宅の保有を認め保護を適

用して差し支えないとしている。

## 2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 本件不動産は、「居住の用に供される家屋」(局長通知第3の2(1))ではないため、次官通知第3の3から5までのいずれかに該当する場合を除き、「最低生活の内容としてその所有を容認するに適しない資産」として、原則として処分することが必要である(次官通知第3)。

この点、審査請求人は、本件不動産について、売却代金がローン残高より著しく少額になることが予想され、共有名義者である[ ]とは絶縁状態で所在も不明であることから、売却の手続は不可能であるなどと主張している。保護の実施機関である処分庁は、審査請求人世帯の保護の要否を決定するに当たり、本件不動産の処分価値や処分の可能性等について精査し、現に本件不動産が最低限度の生活の維持のために活用可能か否かを十分に検討する必要があったと言うべきである。しかし、処分庁は、本件処分の理由を「ローン付き住宅を保有しているため」(本件処分通知書)とするのみで、本件に現れた記録上、処分庁が、本件不動産の処分価値や処分の可能性等について精査し、本件不動産が最低限度の生活の維持のために「利用し得る資産」(法第4条第1項)に該当するか否かについて十分に検討したことを認めるに足りる証拠はない。

(2) 処分庁は、ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきではないとする課長通知第3の14の規定を本件処分の理由の一つとしている。しかし、この規定の趣旨は、保護費をローンの支払に充てることは、保護を受ける以前の生活までも法により保障することになり、保護を要する状態になったときから将来に向かって最低限度の生活を保障しようという生活保護制度の趣旨に反することになること、また、税をその財源とする保護費によって資産

形成につながることなどからこれを認めないと示したものと解することが相当であり、ローンがある住宅を保有している場合に一律に保護の適用ができないとするものではない。

よって、本件申請については、ローン付き住宅を保有していることのみで保護適用の可否を決定するものではなく、審査請求人の住宅ローンの返済状況、今後の返済意思・能力及び本件不動産の保有の継続の見込み並びに審査請求人の急迫した事由による状況等を十分に検討、考慮し、世帯認定を検討の上、世帯の最低生活費と収入、資産との対比により保護の適用が必要か否かを決定するべきであったと認められる。しかし、本件に現れた記録において、処分庁が、上記の考慮すべき事項について十分に検討、考慮したことを見認めるに足りる証拠はない。

(3) したがって、本件処分は、保護の要否を決定するに当たり考慮すべき保護の要件（法第4条第1項）についての検討の過程において瑕疵があり、違法な処分であるから、取消しを免れない。

(4) 本件処分における理由付記の違法性について

本件処分は、法第24条第3項の規定に基づく保護申請却下決定であることから、同条第4項により決定通知に決定の理由を付さなければならぬ。

法第24条第4項が決定の理由を付さなければならないとしているのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、決定の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであると解される。そして、同項に基づいてどの程度の理由を付記すべきかは、上記のような同項の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合的に考慮してこれを決定すべきである。

また、保護の決定通知書の決定理由の付記に関する厚生労働省の見解として、平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生

活保護問答集について」の問10－14「決定通知書の決定理由」があるが、それによれば、「個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましい。」とされている。

以上の見地に立って本件処分を見ると、本件処分の通知書には、「1 却下の理由」欄に、「ローン付き住宅を保有しているため」と記載されているが、これでは処分序の判断過程が明らかでなく行政庁の慎重な考慮の機会が十分に確保されているとはいえない、また、審査請求人が効果的な主張及び立証をする機会を逸してしまう結果となる。

したがって、本件処分の通知書の理由の記載は、法第24条第4項に定める理由の付記として不十分というべきであり、本件処分は、法第24条第4項に違反する違法な処分であり、取消しを免れない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和3年2月25日

審査庁 埼玉県知事 大野元裕

